

三菱製紙株式會社  
二十五年東本社  
...

### ●親愛なる町民諸氏に訴ふ!!!

親愛なる町民諸氏私等三菱の工場に働く労働者が、今回會社に欺瞞書を提出しました理由に付いては種々に傳えられ色々な流言もあるでしょう。けれども、賢明なる町民諸君は、私等職工の今日迄の奴隷にも劣る、惨めな生活をよく御存じの事と思ひます

- 日給平均額、九拾錢
- 米一升四拾七錢として、二十六錢の補助
- 特別賞及普通賞與一日二十九錢
- 一ヶ月平均収入拾九圓拾五錢
- 一日十一時間又は十二時間以上を一ヶ月休み無しに働いても四拾圓に足りない

のです。これで、一家五人の者が生きて行く事が出来るでしょうか。物價は益々騰貴する、會社は不景氣を言實に労働條件を低下し収入は益々減つてゆ

くられ共、私等は應忍自重して参りました。もう今日では生活でなく生きて行く事すらも、困難になり辛抱ができなくなりまし

たのです。其れに反して會社は今年度上半期純益金一圓五分餘り(六拾貳萬圓餘)繰越金五拾萬圓餘を得て居ります。それにも關らず労働者はなぜ生活に苦しむのでし

う。そのみでなく諸君も御存知の様に、私等従業員一同は相互扶助と福利増進の爲に、工友會を組織して参りました。

今回會社は不當にも徹々たる事を言實に、幹部を解雇したのです。我等労働者が解雇される事は死刑の宣告も同様です。何にが爲に今日追逼情主義を唱える會社が、斯の如き暴舉に出たのでしよう。

それはいふまでもなく工友會をツツキャンとして、斯の如き暴舉!!! 壓迫!!! 追害!!! を以つて、したのでです。賢明なる町民諸君お考え下さい。

欺愛屋、うごん屋等同一商業の人々にも組合をつくつて自分の利益を擁護してゐると同様に、今の世の中で誰れ一人助けて呉れるものゝ無い労働者は、労働者自身が組合を造つて福利の増進を計る事は、働く者に與えられた當然の権利であります。

今や我が國に於ても政府は労働立法を制定して、労働組合を法人組織として認めんとしつゝある今日、時代の進行に逆行して労働者に會社は挑戦したのであります。諸君も御存じの様に決して私等はことを好むものではありません。

此の生活のごん底の苦しみ!!! 人として認められず、壓迫と追害!!! 我等に與えられるものは、飢と死!!! 私等も人間である以上、人間として生きる爲に今回會社に欺瞞書を提出したのであります。

高砂三菱製紙株式會社  
従業員一同

大正十四年八月廿五日

神地方裁判所検事公啟

三菱製紙株式會社職工勤惰ニ関スル件

第三款